養成講座担当講師

ヨガインストラクター養成講座、オプション講座の講師を担当する方を任命させていただきます。

[任命条件]

- 正会員であること
- 基礎講座、養成講座のすべてを履修していること
- 当法人の目的や趣旨に賛同し、資格審査を受けること
- 当法人のすべての事業に積極的に活動していること
- **2年間に最低1回の養成講座担当者講習を受講すること**

[任命後]

- 定期総会時に任命式を行います。
- ヨガインストラクター養成講座で講師として指導することができます。
- バッジ認定がある場合、オプション講座の講師として指導することができます。
- 事業計画の立案など活動の中心となるようお願いします。

養成講座を担当する講師は任命することとなります
雇用契約を締結する上で、年単位で契約させていただくことで事務手続きが間違いなく行われるようにするものです

任命条件はティーチャーインストラクターの資格認定時の審査基準も踏まえ、記載されたとおりとなっております
講習を受講することも要件として入っております

担当講師は上位資格という位置づけではなく、講座を実施していただける方との契約の意味合いが強く
企業で言う養成講座の担当部署に配属されたと捉え方をしていただければと思います。
ティーチャーインストラクターの資格をお持ちの方全員が任命されるわけではありませんので、ご理解ください

養成講座担当講師　任命資格審査

任命資格審査は随時受けることができます。

本人または他者からの推薦により資格審査を受ける旨、事務局までご連絡下さい。

審査基準（一部掲載）

- 2年間で30回以上の派遣実践がある
- 理事推薦を得る
- 宣言書の提出

担当講師になりたい方は随時資格審査を受けることが可能となります
ご自身、またはエリア・グループリーダや理事などからの推薦により資格審査されることもあります

ヨガインストラクタートレーニングキャンプ
(兼：養成講座担当者講習会)

ヨガインストラクターを目指す方、活動している方向けの講習会です。
養成講座担当講師は養成講座担当者講習会を兼ねていますので必修となります。

受講資格	当法人会員　※非会員は会員となることで受講可
受講料	*****円（税別）
会場、日程、定員	開催時に決定 合宿スタイル(2泊3日程度)
受講期間	年に1回開催。総会時または終了後(2021年度は10月～11月に実施予定)
内容	開催時に決定(オプション講座開催の為の研修など) 座学(NPOとは、日本ヨガ連盟の役割、ワークショップ(組織としてやれること、やりたいこと)、事業活動報告、宣誓書の再提出) 実技

合宿スタイルの研修会を年に1回開催します。
養成講座担当講師は受講必須となります。任命要件となります
一般向けの募集も致しますが、賛助会員または正会員であることが条件となります
受講料、会場、日程は現段階では未定。2021年度は10月から11月に開催予定です
大まかな内容はご覧の通りとなりますが、回によって変更されることもあります

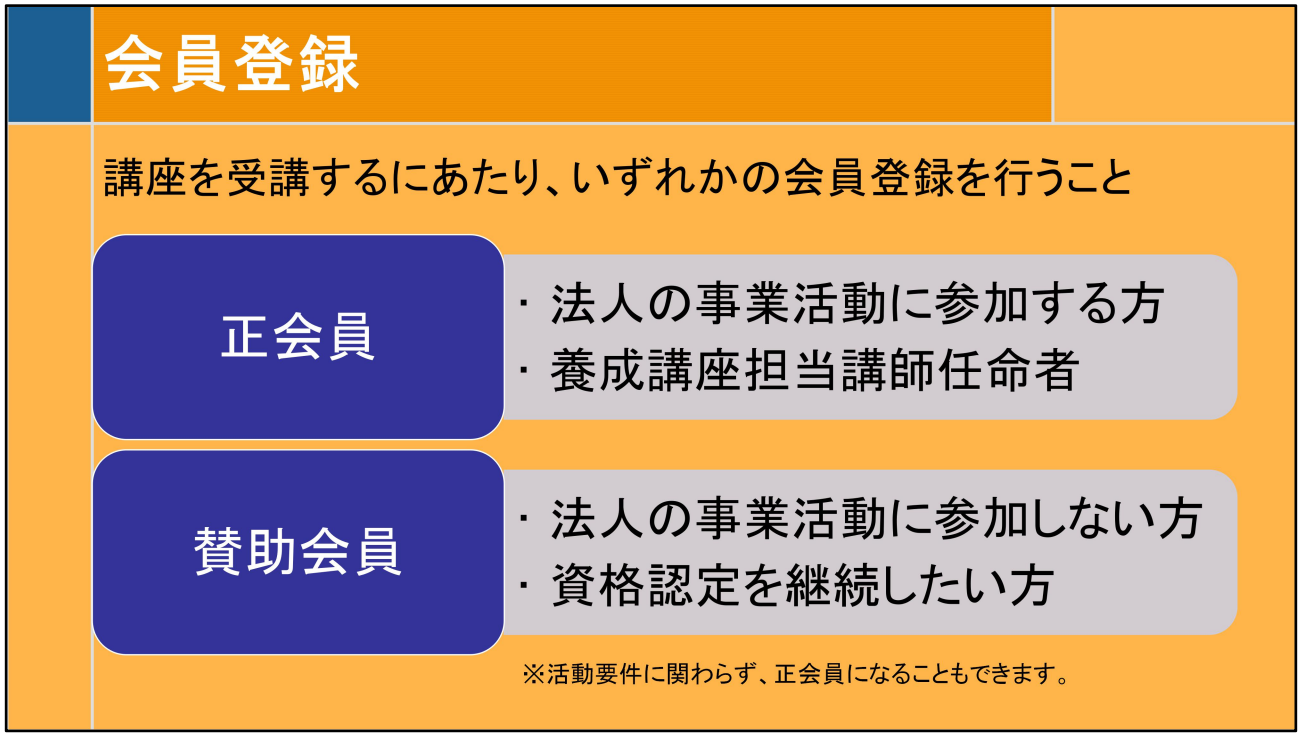

養成講座、オプション講座、合宿を受講するには会員登録が必要となります
会員の資質向上のためのプログラムなため、登録をお願いするものです
それぞれ受講前に意思確認を行います

正会員は、当法人の事業活動で給与をもらうなど、実質的な活動に携わる方は正会員となります
それ以外の方は賛助会員を選択することも可能です

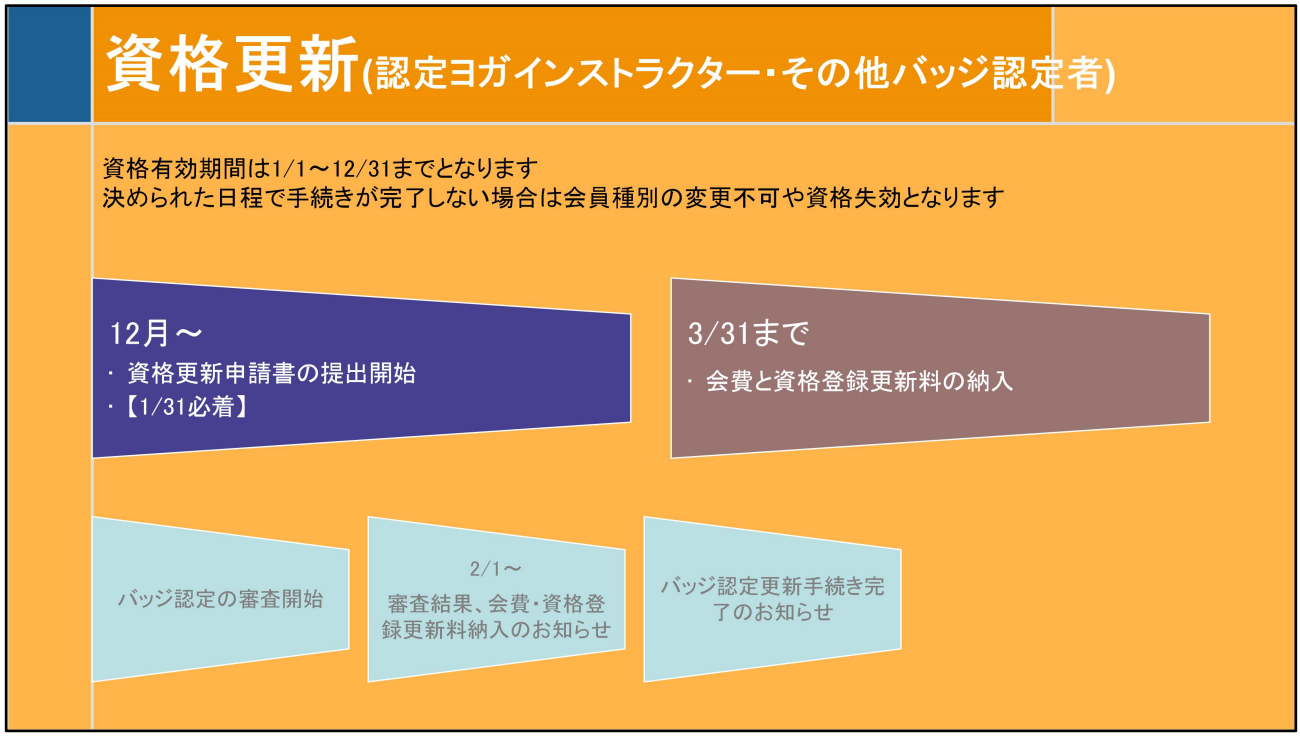

認定ヨガインストラクターおよびその他のバッジ認定を継続する方は資格更新が必要となります。
資格の有効期間は年単位とし1/1~12/31までとなります
ご覧のスケジュールで手続きをしていただくこととなります
決められた日程で手続きが完了しない場合は会員種別の変更不可や資格失効となりますので、お忘れなきようお願いいたします。
資格更新料はバッジの数に関わらず一律で6000円となります。

ex.2021年11月にイントラ試験受験、認定は2022年1月以降とし、2022年12/31までの期限。2023年より資格登録更新申請、納入を行う。
2022年5月にイントラ試験受験、認定は随時。2022年12/31までの期限。2023年より資格登録更新申請、納入を行う。
2021年7月1日以降にオプション講座修了。認定は2022年1月以降とし、2022年12/31までの期限。2023年より資格登録更新申請、納入を行う。
2021年6月30日までにオプション講座修了。認定は随時とし、2022年12/31までの期限。
2023年より資格登録更新申請、納入を行う。
年末(12/31)まで手続き、納入がない場合は資格失効となります

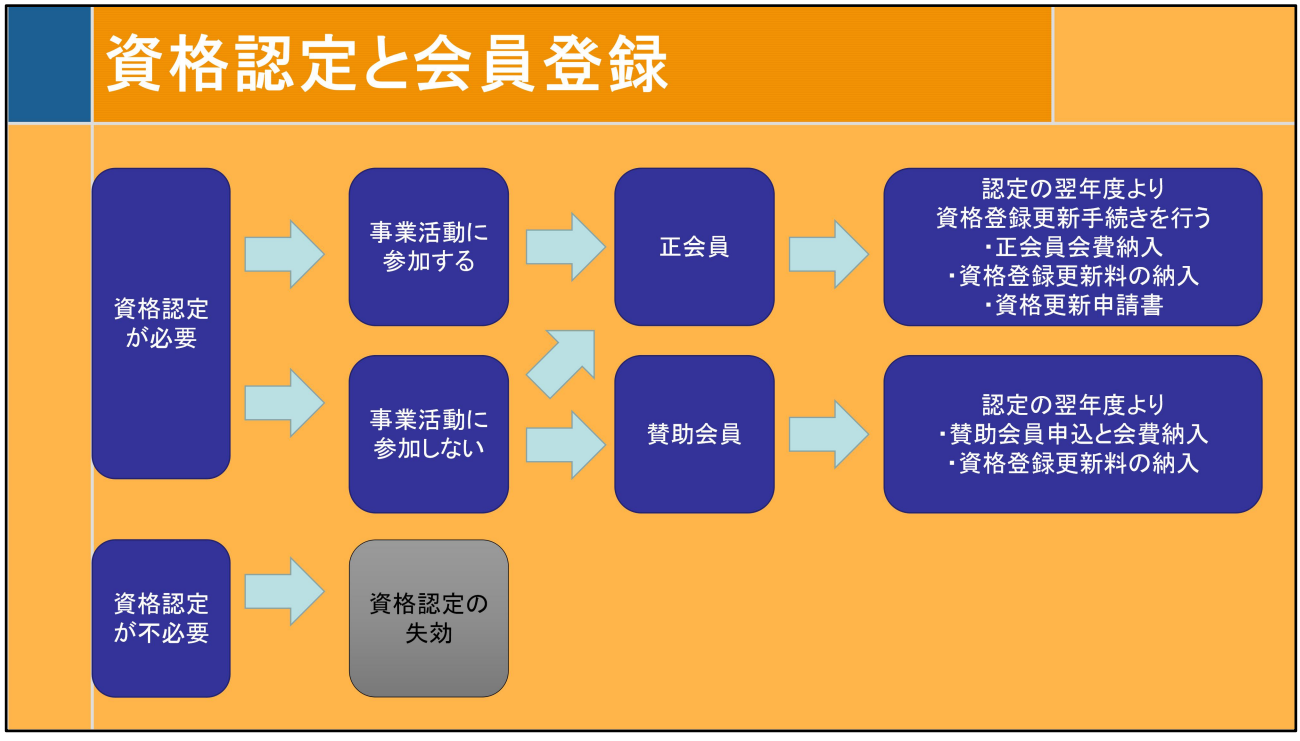

資格認定が必要で事業活動に参加する養成講座担当講師、巡回講習など事業活動の従事者(給与受給者)は正会員です
各種手続きや報告が必要となります

資格認定は必要であるが事業活動には参加しない方は賛助会員を選択することも可能となります
各種手続きは必要なものもありますが、報告などは不要となります

資格認定が必要ない方は初年度だけの登録となり翌年度には資格認定は取り消されます